

石川県農林水産部建設工事総合評価方式における若手技術者育成方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県制限付き一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という）、石川県農林水産部建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という）、及び石川県農林水産部建設工事総合評価方式試行運用基準（以下「運用基準」という）に基づき試行・運用する工事のうち、経験豊富な技術者から若手技術者への技術伝承を図ることを目的として行う、総合評価方式（以下「若手技術者育成方式」という）を実施する場合の事務処理に必要な事項を定める。

2 本要領に定めのない事項は、**石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領**（以下「兼務要領」という）、入札実施要領、試行要領及び運用基準に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 若手技術者

入札公告日において、40歳未満の配置予定技術者で、指導技術者による指導を必要とする者をいう。

(2) 指導技術者

若手技術者の技術指導を行う者をいう。

(3) 技術者

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次に定める事項をすべて満たす工事とする。

(1) 簡易型(I)の工事または簡易型(II)**若しくは簡易型(III)**で配置予定技術者の同種工事の実績を評価対象とする工事

(2) 県内企業が入札参加する工事

(入札公告)

第4条 若手技術者育成方式による入札を実施しようとするときは、入札公告に次の事項を加えるものとする。

(1) 若手技術者育成方式の対象工事であること

(指導技術者の配置条件)

第5条 配置予定技術者として若手技術者を配置する場合は、指導技術者を配置することができる。

(若手技術者の取扱い)

第6条 申請した若手技術者がやむを得ない理由で配置できない場合、又は工期途中に交代する場合は、資格要件及び総合評価の加算点が指導技術者と同等以上の者を配置すること。

2 若手技術者は、当該工事以外の工事の役職を兼ねることはできない。

(指導技術者の取扱い及び職務)

第7条 指導技術者の取扱い及び職務は下記のとおりとする。

- (1) 指導技術者は、当該建設業者との間に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (2) 指導技術者の資格要件は、建設業法（以下「法」という）第15条第2号イに該当する資格を有する者とする。
- (3) 指導技術者は、当該工事の総合評価方式に係る技術資料作成要領に記載されている配置予定技術者の同種工事の実績を有すること。
- (4) 同一の若手技術者育成方式の入札においては、指導技術者の申請は1名に限る。
- (5) 指導技術者は、建設工事の適正な履行を確保するために、必要な技術指導を若手技術者に行わなければならない。
- (6) 指導技術者は、施工計画書作成時、段階確認、技術提案の履行確認、中間検査及び完成検査前には必ず技術指導を行うものとする。
- (7) 請負者は、技術指導を行った場合は、指導内容報告書（別紙様式1）により、監督員あて報告しなければならない。
- (8) 指導技術者は、当該工事以外の工事が主任技術者の専任を要しない工事の場合、その工事の主任技術者を兼ねることができる。
- (9) 指導技術者は、当該工事以外の工事が**技術者**の専任を要する工事の場合、その工事の**技術者**を兼ねることはできない。ただし、その工事が**兼務要領**による**技術者**の兼務が認められた工事の場合は、その工事の**技術者**を兼ねることができる。
- (10) 指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができる。
- (11) 指導技術者は、当該工事以外の工事の現場代理人を兼ねることはできない。ただし、その工事が**兼務要領**による現場代理人の兼務が認められた工事の場合は、その工事の現場代理人を兼ねることができる。
- (12) 指導技術者は、当該工事と当該工事以外の工事**現場の相互の移動時間が概ね30分以内又は同一市町内の工事**の指導技術者を兼ねることができる。ただし、工事現場の**施工体制**を確認できる情報通信技術の措置を講じ、かつ、工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、当該機器を利用可能な環境が確保されている場合、当該工事と当該工事以外の工事現場の相互の移動時間を2時間以内とすることができる。
- (13) 指導技術者が、他の工事の**技術者**、現場代理人、指導技術者と兼ねることができる工事数は合わせて3件までとする。
- (14) 指導技術者は、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者を兼ねることができない。
- (15) 指導技術者の工期途中における交代の承諾は、交代後における指導技術者が変更前における指導技術者と資格要件及び総合評価の加算点が同等で、やむを得ないと認められる場合にのみできるものとする。

2 受注者は指導技術者を選任したときは、発注者に通知しなければならない。

(総合評価方式における取扱い)

第8条 若手技術者を主任（監理）技術者として配置し、且つ指導技術者を配置する場合は、運用基準第7条（3）の「同種工事の施工実績」は、指導技術者で評価するものとする。但し、指導技術者での評価は県内企業のみとする。

2 配置予定技術者が若手技術者で指導技術者を配置する場合は、運用基準第6条第2項の規定に係らず、配置予定技術者の申請は1名のみとする。

(付則)

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月18日から施行する。